



提言：“環境修復センター”の設置と除染モデル事業による速やかなる検証

平成 23 年 7 月 29 日

日本原子力学会「原子力安全」調査専門委員会  
クリーンアップ分科会

日本原子力学会「原子力安全」調査専門委員会クリーンアップ分科会（以下、「当分科会」）は、福島第一原子力発電所（以下、「発電所」）及び敷地外の環境修復措置について「環境放射線モニタリングセンター」及び「環境修復センター」の設置を提言している（平成 23 年 6 月 8 日）。

現在周辺地域での環境修復処置が遅れている状況や、避難されている住民を考えると、我が国の関係機関や関係者が一体となってその英知を結集して、総合的な戦略を作り迅速に放射性物質による汚染を除去し環境を修復することが必要である。今般、当分科会は前回の提言に続き、発電所敷地外の住民生活環境の修復事業を統括して実行の運営を主体的に行う「環境修復センター」の設置とその具備する要件を提言する。

また、環境修復の結果として生じる廃棄物は膨大になると見込まれ、それらの管理方策を早急に定めることが不可欠であることから、従来の放射性廃棄物処分概念に縛られず、現地の実態に即し、機動的に環境修復廃棄物の管理施設の設置ができるように「環境修復廃棄物管理制度」の策定を併せて求めたい。

一方、環境修復による被ばく線量低減効果については不明な点も少なくない。系統的な除染によってどの地域について、いつまでに、どの程度まで線量を下げられるかの見通しを早期に示すことは、国の避難住民に対する責務である。このためには、実際に集落規模で包括的な除染を実施し効果を見極める必要がある。しかし、センター本体の設立には法整備などの面で時間がかかることから、設立準備組織で除染効果検証を早急に実施して、本格的除染とその後の避難住民帰還計画立案のためのデータとすることを提言する（除染モデル検証プログラム）。



以下には、この構想実現のため環境修復センターが備える要目についてとりまとめた。

---

### 具備すべき要件

1. 修復センターは我が国の英知と力を集めて総合的な力を発揮できる組織とする
    - 各機関、ボランティア団体、各省庁が独自に行っている修復活動を一元的に統括する
  2. 地域に密着するため修復センターは汚染地域に設置する
  3. 環境修復センターの組織面・財政面では福島県、国が全面的に支援し、運営の機動性では民間の活力が機能する組織とする
    - 国は長期的ビジョンのもと制度設計を行い、組織・資金面から全面的に支援する
    - 県はセンターの実効性のある組織運営を、センターの管理部門と一体となって行う
    - 民は相応の統率力、技術力、経営力を有する人材を提供して、安全性、透明性かつ実効性の高い事業運営を行う
- なお、環境修復の責任の所在は国にあるものとする
4. 環境修復センターは以下の機能を具備する
    - センターは運営のための管理機能を有し、除染の実施を行う事業主体、作業主体の管理を行う
    - 環境修復に関する企画、修復計画を含め修復戦略を策定する機能を有する
    - 最新の知見に基づいて修復技術を提案し、技術の実証、改良、コスト評価を行う機能を有する。ここでは既存の国や公的研究機関との緊密な連携を図る
    - 監査機能を設け、必要な場合にはただちに運営の見直しを行う
    - センター本体には、地域住民の意見を十分に反映するため関係市町村の代表者が参加する協議会を設ける。
    - センターは協議会の意見を反映した修復計画を作成し、修復事業運営にあたる
    - 環境修復に関する企画、修復計画には、関連分野の専門家による助言、支援を反映する
    - 各市町村から生じた汚染廃棄物の管理を一元的に行う。なお、この一元的管理が実施できるよう、市町村や国は夫々次の課題の解決にあたる
      - －放射性廃棄物の保管場所は、市町村や広域事業者が主体的に探し求める
      - －国はこれの対象となった土地を国有化するなどの方策により安全確保を継続する
  5. 環境修復センターの設置に伴う必要な法制度の整備、目標設定を行う
    - 汚染度に応じた修復に対応可能な、実態に即した環境修復廃棄物管理制度を早急に制定し、汚染度に応じた廃棄物管理施設の設置が効率的に行えるようにする
    - 避難住民の帰還計画を定量的目標に基づいて策定する（これについて学会として今後提言を行う）
    - 環境修復センター設置の法的根拠を整備する



- 修復作業は迅速に行う必要があることから、法的根拠が整うまで、準備組織を作る。その設立、運営に国、県は全面的に協力する
6. 環境修復センターの準備組織では当面の作業：“除染モデル検証プログラム”を実施する
- 除染モデル地域を設定し、技術の実証と費用等が算出できる根拠を明らかとする  
(“除染モデル検証プログラム”の実施：詳細内容は別途作成する)
  - 国、県等の関係自治体および JAEA 等研究機関、学会が中心となり、早急に作業に取り掛かる設立準備チームを編成し、除染モデル検証プログラムに着手する

以上

参考：環境修復センターおよび環境修復廃棄物管理制度のイメージの例

